

平成 17 年 10 月 1 日 規程第 11 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 6 号 (イ)
改正 平成 19 年 3 月 30 日 規程第 4 号 (ロ)
改正 平成 19 年 6 月 26 日 規程第 6 号 (ハ)
改正 平成 20 年 2 月 27 日 規程第 2 号 (ニ)
改正 平成 21 年 3 月 6 日 規程第 4 号 (ホ)
改正 平成 21 年 11 月 25 日 規程第 14 号 (ヘ)
改正 平成 22 年 3 月 31 日 規程第 3 号 (ト)
改正 平成 22 年 11 月 24 日 規程第 8 号 (チ)
改正 平成 23 年 3 月 4 日 規程第 2 号 (リ)
改正 平成 24 年 3 月 29 日 規程第 3 号 (ヌ)
改正 平成 26 年 11 月 18 日 規程第 10 号 (ル)
改正 平成 27 年 4 月 1 日 規程第 12 号 (ヲ)
改正 平成 28 年 2 月 24 日 規程第 3 号 (ワ)
改正 平成 28 年 3 月 30 日 規程第 5 号 (カ)
改正 平成 28 年 11 月 21 日 規程第 9 号 (ヨ)
改正 平成 29 年 4 月 1 日 規程第 4 号 (タ)
改正 平成 29 年 12 月 18 日 規程第 1 号 (レ)
改正 平成 30 年 11 月 30 日 規程第 7 号 (ソ)
改正 令和元年 11 月 26 日 規程第 12 号 (ツ)
改正 令和 2 年 3 月 23 日 規程第 3 号 (ネ)
改正 令和 4 年 11 月 24 日 規程第 9 号 (ナ)
改正 令和 5 年 3 月 28 日 規程第 3 号 (ラ)
改正 令和 5 年 11 月 28 日 規程第 10 号 (ム)
改正 令和 6 年 3 月 26 日 規程第 6 号 (ウ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程

(総則)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給及び扶養手当とする。
- 二 諸手当は、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、在宅勤務等手当及び特別手当とする。(イ) (ウ)

- 2 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構就業規則(平成17年規程第8号。以下「就業規則」という。)第39条第1項又は第40条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給与は、前項の規定にかかわらず、本給及び諸手当とし、諸手当は、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、在宅勤務等手当及び特別手当の区分により支給する。(イ) (ホ) (ウ)

(給与の支給定日及び支給方法)

第3条 職員の給与(特別手当を除く。)の支給定日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。ただし、第20条に規定する特別手当を支給する月にあっては、その都度、別に定める日とすることができる。(ウ)

- 2 職員の給与(特別手当を除く。)は、前項の支給定日(前項ただし書の規定により別に定める日を含む。)において当月分の基本給(再任用職員にあっては、本給。以下同じ。)、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、役職手当及び在宅勤務等手当並びに前月分の時間外勤務手当、深夜手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、基本給、地域手当及び役職手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日(扶養手当及びこれに対する地域手当にあっては、扶養親族について第9条第5項に規定する確認の申請があった日)が月の16日以後である場合には、翌月の支給定日(その日が休日に当たるときには、その日前においてその日に最も近い休日でない日)に支給する。(イ) (ウ)

- 3 職員又はその収入によって生計を維持する者の疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合において、職員が給与の支給の請求をしたときは、前2項の規定にかかわらず、支給することができる。

- 4 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(本給)

第4条 各職員の本給は、月額とし、その職員の等級(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の職員の等級に関する規程(平成17年規程第7号)により、各職員につい

て定められた職務の等級をいう。以下同じ。)について、別表第1の本給表(以下「本給表」という。)に定める号給により支給する。

- 2 再任用職員の本給は、月額とし、前項の規定にかかわらず、本給表の再任用職員の欄に掲げる本給の額のうち、その者について定められた職務の等級に応じた額を支給する。

第5条 就業規則第40条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の本給は、月額とし、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による本給の月額に、就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を別に定める時間で除して得た数を乗じて得た額を支給する。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月以上の期間を経過した職員について、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、当該期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを基準として決定するものとする。ただし、職員の等級に変更があつてから最初の昇給をさせる場合(新たに職員となつてから最初の昇給をさせる場合を含む。)においては、12月の期間を短縮することができる。(イ)

- 2 勤務成績が特に優秀で、理事長がその必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、同項の期間を短縮することができる。(イ)

- 3 満55歳を超える職員は、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、勤務成績が特に優秀で、理事長が特にその必要があると認めた職員については、別に定めるところにより、昇給させることができる。

- 4 職員を昇給させる場合において、勤務成績の程度又は予算の都合により上位の号給まで昇給させることができないときは、第4条並びに第1項、第2項及び前項ただし書の規定にかかわらず、本給表に定める号給の額以外の額をその本給として支給することができる。この場合においては、本給表に定める額のうち本給として支給する額より少ない額でそれに最も近い額である号給をその職員の号給とみなす。

(昇給の時期)

第7条 職員の昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。ただし、前条第2項及び第3項ただし書の場合における昇給の時期は、理事長がその必要があると認めた時期とする。

(等級の変更に伴う号給の変更)

第8条 職員の等級に変更があつた場合において、その者の受けるべき号給は、上位の等級に変更したときは等級の変更前の等級において受けていた号給の額と同じ額の号給

(同じ額の号給がない場合においては当該額の直近上位の額の号給。以下「対応号給」という。)の4号給上位の号給とし、下位の等級に変更したときは等級の変更前の等級において受けていた額と同じ額の号給(同じ額の号給がない場合においては当該額の直近下位の額の号給)とすることを基準として、その者の勤務実績を勘案して決定するものとする。(イ)

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に規定する者で、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当は、月額とし、その額は、前項第1号及び第3号から第5号に規定する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(第4条に規定する別表第1の本給表の級が7級である職員(以下「7級職員」という。)にあつては、3,500円)とし、同項第2号に規定する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。(イ) (ロ) (ニ) (タ)

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号に該当する事実が生じた場合には、その職員は、別に定めるところにより、総務課長の確認を受けるものとする。(イ)

- 一 新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(タ)

6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日

から、職員について前項第1号に掲げる事実が生じた場合、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合又は扶養親族たる配偶者、父母等で前項第1号の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員以外の職員となった場合、若しくは7級職員以外が7級職員となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後であった場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があった日をもって当該事実が生じた日とみなす。(タ)

7 扶養手当は、職員について扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、月額とし、基本給及び役職手当の月額合計額に、100分の16を乗じて得た額とする。(イ) (ヲ) (ワ) (カ)

第11条 職員がその事業所を異にして異動した場合又は事業所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事業所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後の事業所に係る地域手当の支給割合（前条に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に勤務していた事務所に係る地域手当の支給割合（前条に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定にかかわらず当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給及び役職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から2年を経過するまでの間に当該職員がさらに事務所を異にして異動した場合又はその事務所が移転した場合その他別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。(イ)

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 2 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるもの（以下「国等」という。）に使用される者であった者が、引き続き職員となった場合において、機構に勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当が支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。（イ）（ホ）
- 3 前2項の規定は、再任用職員には適用しない。
- 4 前条及びこの条に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（イ）
（住居手当）

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（ネ）
- 二 第14条第1項若しくは第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構宿舍規程（平成17年規程第18号。以下「宿舍規程」という。）第2条に規定する宿舍のうち有料宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの（ヘ）（ネ）
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。（ネ）
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（へ）
- 3 次の各号のいずれかに掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。
- 一 宿舎規程第2条に規定する宿舎のうち、有料宿舎を使用し、使用料を支払っている職員
- 二 国、地方公共団体、特別の法律により設置された法人で別に定めるもの及び理事長が別に定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員
- 三 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第9第2項に規定する扶養親族で同条第5項により扶養親族として確認を受けた者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（通勤手当）

第13条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用し、かつ、その運賃等を負担することを常況とする職員に対し、別に定めるところにより支給する。
（単身赴任手当）

第14条 単身赴任手当は、事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。（ホ）（カ）
- 3 国等に使用される者であった者から国等の要請に応じ引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居して

いた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった日の直前の住居から職員となった日の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当及び深夜手当)

第15条 時間外勤務手当は、就業規則第10条の規定により正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 就業規則第9条に規定する休日又は就業規則第12条の規定に基づき定められた休日以外の日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 再任用短時間勤務職員が、就業規則第9条第3項に規定する休日以外の日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が就業規則第7条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 深夜手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 4 時間外勤務手当は、別表第2に掲げる職員(以下「役付職員」という。)には支給しない。

- 5 就業規則第10条の規定により正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を越えてした勤務の時間が1箇月について60時間を越えた職員には、その60時間を越えて勤務した全時間に対して、第1項の規定に関わらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額とする。(へ)

(役職手当)

第 16 条 役職手当は、役付職員及び別表第 3 に掲げる職位にある職員に対し、毎月、それぞれ別表第 2 及び別表第 3 の支給額欄に定める額を支給する。(リ)

- 2 月の初日以外の日において職員が新たに前項の規定により役職手当の支給を受ける職員(以下「役職手当受給職員」という。)となった場合又は就業規則第 33 条第 1 項の規定により休職を命ぜられた役職手当受給職員が復職した場合においては、その職員に支給する当月分の役職手当の額は、当該手当の日額に月の初日からその職員が役職手当受給職員となった日又は復職した日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を前項に規定する額から控除した額とする。
- 3 役職手当受給職員が月の末日以外の日において、役職手当受給職員でなくなった場合又は就業規則第 33 条第 1 項の規定により休職を命ぜられた場合においては、その者に支給する当月分の役職手当の額は、当該手当の日額に、その者が役職手当受給職員でなくなった日又は休職を命ぜられた日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を第 1 項に規定する額から控除した額とする。
- 4 月の初日以外の日において役職手当受給職員が役職手当の支給額を異にする役職手当受給職員となった場合においては、その職員に支給する当月分の役職手当の額は、その事実が生じた日においてその職員が役職手当受給職員でなくなったものとみなして前項の規定によりその職員に支給する額と、同日においてその職員が新たに役職手当受給職員となったものとみなして第 2 項の規定によりその職員に支給する額との合計額とする。(リ)
- 5 役職手当受給職員が月の初日から末日にいたるまでの全日数を勤務しなかった場合には、当月分の役職手当は支給しない。

(宿日直手当)

第 17 条 宿日直手当は、就業規則第 11 条の規定により宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して、その勤務 1 回につき 4,400 円を支給する。ただし、その勤務時間が 5 時間未満の場合には、その勤務 1 回につき、2,200 円を支給する。

(管理職員特別勤務手当) (ホ)

第 18 条 管理職員特別勤務手当は、役付職員が特に業務上の必要により就業規則第 9 条及び第 12 条に定める休日(以下「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員に対し管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、役付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間

に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で別に定める額。ただし、当該休日において勤務に従事する時間等を考慮して別に定めるときは、その勤務1回につき支給する額に100分の150を乗じて得た額

二 第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で別に定める額

4 第3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(在宅勤務等手当)

第19条 在宅勤務等手当は、在宅勤務等をする職員に対し、別に定めるところにより支給する。(ウ)

(特別手当)

第20条 特別手当は、原則として、毎年2回夏季及び年末において、それぞれ別に定める日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員に対してその都度、定める日に支給する。

2 特別手当は、各職員の勤務成績を参酌してその都度、定める。この場合において、別に定める管理又は監督の地位にある職員及び別に定める等級にある職員に対しては、それぞれ別に定めるところにより加算する。

3 再任用職員の特別手当については、前2項に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

第21条 傷病(就業規則第46条に定める負傷又は疾病を除く。)又は就業規則第44条第2項(自己が結核性疾患にかかったときに限る。)による欠勤者に対する欠勤期間における給与は、欠勤を始めた日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の欠勤に係る日につき、本給の半額を減ずる。(イ) (ヌ)

(給与の減額)

第22条 欠勤、遅参、早退等により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、本給及びこれに対する地域手当の合計額を当該月の所定勤務時間数で除して得た額に勤務しない時間数を乗じて得た額(当該月の所定勤務時間の全時間を勤務しないときは、本給及びこれに対する地域手当の合計額)を所定の給与額から減額する。

ただし、所属長がやむを得ない事情によるものと特に認めた欠勤、遅参、早退等については、この限りでない。(イ)

(介護休暇に係る職員の給与)

第 23 条 介護休暇により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき前条本文の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。

2 前項に規定するもののほか、介護休暇に係る職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(育児休業、部分休業及び出生時育児休業に係る職員の給与)

第 24 条 職員が育児休業及び出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。(ラ)

2 部分休業により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第 22 条本文の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。

3 育児休業及び出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の受けるべき号給を定め、又は第 6 条第 1 項に定める期間を短縮することができる。(ラ)

4 前 3 項に規定するもののほか、育児休業、部分休業及び出生時育児休業に係る職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。(ラ)

(休職者の給与)

第 25 条 就業規則第 33 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、基本給及びこれに対する地域手当並びに住居手当についてその者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額に、それぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。(イ)

一 就業規則第 33 条第 1 項第 1 号の事由により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、100 分の 80 を支給することができる。(ヌ)

二 就業規則第 33 条第 1 項第 2 号の事由により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、100 分の 80 を支給することができる。(ヌ)

三 就業規則第 33 条第 1 項第 3 号の事由により休職を命ぜられた場合には、100 分の 60 以内を支給することができる。(ヌ)

2 就業規則第 33 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定により休職を命ぜられた職員に支給する休職期間中の給与は、その都度、定める。

(新たに採用された職員の給与)

第 26 条 月の初日以外の日において新たに採用された職員に採用当月分の給与を支給する場合には、基本給の日額に月の初日からその職員が採用された日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を基本給から控除する。

(退職者の給与)

第 27 条 就業規則第 38 条第 1 項第 3 号の規定により退職した者又は死亡した者に対する退職当月分又は死亡当月分の基本給については、その全額を支給する。

2 月の末日以外の日において、就業規則第 38 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定により退職し、就業規則第 36 条の規定により解雇され、又は就業規則第 49 条第 3 項の規定により免職された者に退職当月分若しくは解雇当月分又は免職当月分の給与を支給する場合には、基本給の日額にその者が退職し、若しくは解雇され、又は免職された日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を基本給の額から控除する。

(給与の日額)

第 28 条 この規程により職員に支給される基本給、地域手当及び役職手当の日額は、それぞれ基本給、地域手当及び役職手当の額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。(イ)

(勤務 1 時間当りの給与額)

第 29 条 この規程における勤務 1 時間当たりの給与額は、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当の合計額を 1 月の所定勤務時間数（別に定める 1 年間の勤務時間数を 12 で除して得たものをいう。）で除した額とする。(イ)

(端数の処理)

第 30 条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）の定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (イ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成22年3月31日までの間、地域手当の月額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程第10条の規定にかかわらず、基本給及び役職手当の月額の合計額に100分の17(大阪市に所在する事務所に勤務する職員にあっては100分の14)を乗じて得た額とする。(ロ) (二) (ホ)

附則 (ロ)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 (ハ)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附則 (ニ)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 (ホ)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 (へ)

この規程は、平成21年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程第15条第5項は、平成22年4月1日から適用する。

附則 (ト)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 (チ)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

なお、5等級以上かつ55歳を越える職員については、55歳に達した日後における最初の4月1日以降、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当のそれぞれ100分の1.5を給与額から減額する。

附則 (リ)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ヌ)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ル)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ヲ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の規定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き職員である者のうち、その者の受ける俸給月額が、同日において、受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、平成 27 年 3 月 31 日に受けていた本給月額との差額を本給として支給する。

2 5 等級以上かつ 55 歳を越える職員について、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以降、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当のそれぞれ 100 分の 1.5 を給与額から減額する期間は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(地域手当)

第 3 条 第 10 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日の地域手当の月額、基本給及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 100 分の 18
- 二 神奈川県横浜市 100 分の 12
- 三 大阪府大阪市 100 分の 15

2 平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 11 条第 1 項「前条に規定する割合」とは、規程第 10 条に規定する割合のほか、東京都特別区に所在した事業所について 100 分の 18 とする。

附 則 (ワ)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (カ)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (コ)

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ク)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、扶養親族たる子については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）とする。

2 第 9 条第 6 項の適用については、扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について同条第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（同条第 5 項第 2 号に該当する場合を除く。）を含む。）又は、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から 15 日を経過した後にあつた場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があつた日をもって当該事実が生じた日とみなす。

3 第 9 条第 7 項の適用については、扶養手当は、職員について扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は扶養親族たる子、扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（同条第 5 項第 1 号に該当する場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条第 3 項の規定の適

用については、扶養親族たる配偶者については 6,500 円、扶養親族たる子については 1 人につき 10,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円とする。

- 2 第 9 条第 6 項の適用については、扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について同条第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合又は、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から 15 日を経過した後であった場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があった日をもって当該事実が生じた日とみなす。

附 則 (レ)

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ソ)

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ツ)

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ネ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 令和 2 年 3 月 31 日において改正前の第 12 条の規定により支給されていた住居手当の月額（以下、「旧手当額」という。）が 2,000 円を超える職員であって、令和 2 年 4 月 1 日以降においても引き続き当該住居手当にかかる住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 12 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 第 12 条第 1 項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から第 12 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則 (ナ)

この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (ラ)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (ム)

この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (ウ)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)(イ)(ロ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(ヨ)(レ)(ソ)(ツ)(ナ)(ム)

令和5年4月1日実施

職員の区分	等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	号給	本給の額						
再任用職員 以外の職員	1	208,400	234,300	259,400	278,500	318,700	388,100	447,900
	2	210,900	236,700	261,500	280,900	321,300	390,200	450,400
	3	213,300	238,900	263,900	283,300	323,600	392,200	452,700
	4	215,700	241,100	266,300	285,800	325,900	394,000	455,200
	5	218,500	243,400	268,700	288,500	328,200	396,400	457,800
	6	220,900	245,700	271,100	290,900	330,800	398,400	460,000
	7	223,300	248,100	273,500	293,000	333,100	400,500	462,400
	8	225,700	250,100	275,800	295,200	335,400	402,500	464,900
	9	228,200	252,600	278,200	297,600	338,100	404,800	467,300
	10	230,800	254,900	280,800	300,300	340,600	406,800	469,800
	11	233,200	257,100	283,100	303,100	343,200	408,800	472,200
	12	235,500	259,200	285,700	305,600	345,600	410,800	474,500
	13	238,000	261,200	288,400	308,300	347,700	412,600	477,000
	14	240,000	263,400	290,600	310,800	349,900	414,600	479,500
	15	242,000	265,900	292,800	313,100	352,000	416,600	481,900
	16	243,900	268,200	295,100	315,400	354,100	418,500	484,300
	17	246,000	270,700	297,400	318,000	356,400	420,900	486,600
	18	248,200	273,100	300,000	320,500	358,700	422,800	489,000
	19	250,300	275,500	302,200	322,800	360,900	424,900	491,400
	20	252,400	277,700	304,300	325,200	363,200	426,900	493,800
	21	254,500	280,000	306,500	327,600	365,500	428,900	496,300
	22	256,400	282,300	308,600	329,900	367,800	430,800	498,700
	23	258,500	284,700	310,800	332,200	370,000	432,600	501,000
	24	260,400	287,100	312,800	334,300	372,200	434,400	503,400
	25	262,300	289,500	315,100	336,700	374,500	436,300	505,800
	26	264,500	292,200	317,200	339,100	376,400	438,300	508,200
	27	266,700	294,900	319,400	341,300	378,100	440,300	510,500
	28	269,200	297,500	321,500	343,600	379,700	442,100	512,900
	29	271,400	300,200	323,800	345,700	381,600	443,800	515,300
	30	273,600	302,200	325,500	347,800	383,500	445,200	517,600
	31	275,800	304,100	326,900	349,900	385,300	446,400	519,800
	32	277,700	306,200	328,200	352,100	387,100	447,800	522,100
	33	279,500	308,100	329,500	354,300	388,800	449,300	524,500
	34	281,600	310,000	330,900	356,500	390,600	450,900	526,300
	35	283,600	311,900	332,200	358,600	392,200	452,700	528,000
	36	285,300	313,800	333,300	361,000	393,700	454,500	529,700
	37	287,300	315,900	334,600	363,200	395,500	456,300	531,500
	38	289,300	318,000	335,900	365,500	397,300	457,500	533,200
	39	291,400	320,000	337,300	367,600	398,900	458,600	534,900
	40	293,300	321,800	338,800	369,800	400,500	459,700	536,600
	41	295,500	323,700	339,900	371,800	402,100	460,700	538,300
	42	297,400	325,200	341,000	373,700	403,400	461,700	539,900
	43	299,300	326,700	342,300	375,300	404,200	462,700	541,500
	44	301,000	328,000	343,500	377,000	404,700	463,700	543,100
	45	303,000	329,500	344,700	378,500	405,100	464,700	544,900
	46	304,900	330,900	345,800	379,600	405,500	465,600	546,500
	47	306,300	332,400	346,700	380,400	405,900	466,500	548,100
	48	307,900	333,500	347,800	381,100	406,300	467,400	549,600
	49	309,300	334,700	349,000	381,900	406,700	468,300	551,300
	50	310,800	335,900	350,000	382,700	407,100	469,200	552,700
	51	311,900	337,100	350,800	383,500	407,500	470,000	553,900
	52	312,900	338,400	351,700	384,200	407,900	470,800	555,100
	53	314,400	339,700	352,800	384,900	408,300	471,700	556,300
	54	315,700	341,000	353,800	385,600	408,700	472,300	557,200
	55	316,500	342,100	354,800	386,300	409,100	472,800	558,000
	56	317,400	343,400	355,700	387,000	409,500	473,300	558,800
	57	319,000	344,400	356,700	387,600	409,900	473,900	559,600
	58	320,300	345,500	357,700	388,100	410,700	474,500	560,400
	59	321,700	346,400	358,700	388,500	411,600	475,000	561,200
	60	322,900	347,100	359,600	388,900	412,400	475,500	562,000

令和5年4月1日実施

職員の区分	等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	号給	本給の額						
再任用職員 以外の職員	61	323,700	348,200	360,600	389,300	413,200	476,000	562,900
	62	324,900	349,200	361,300	389,800	414,000	476,500	563,700
	63	326,200	350,200	361,800	390,400	414,700	477,000	564,600
	64	327,300	351,100	362,300	391,100	415,500	477,500	565,400
	65	328,400	351,800	362,800	391,800	416,400	478,000	566,200
	66	329,500	352,600	363,300	392,400	417,000	478,500	566,900
	67	330,800	353,400	363,700	392,800	417,500	479,000	567,600
	68	332,100	354,200	364,000	393,200	418,000	479,400	568,200
	69	333,300	355,100	364,400	393,700	418,500	479,800	568,900
	70	334,500	356,100	364,800	394,200	419,000	480,200	569,600
	71	335,700	357,100	365,300	394,600	419,500	480,700	570,300
	72	337,100	357,900	365,800	395,000	419,900	481,100	571,100
	73	338,300	358,700	366,300	395,400	420,300	481,600	571,900
	74	339,300	359,200	366,700	395,900	420,700	482,100	572,600
	75	340,100	359,700	367,100	396,300	421,100	482,500	573,200
	76	340,800	360,100	367,600	396,700	421,500	482,900	573,900
	77	341,600	360,600	368,100	397,200	422,000	483,400	574,600
78	342,300	361,100	368,600	397,700	422,500	483,800	575,300	
79	343,000	361,600	369,000	398,100	422,900	484,200	576,000	
80	343,600	362,000	369,500	398,400	423,300	484,600	576,700	
81	344,400	362,500	370,100	398,900	423,800	485,100	577,400	
82	345,100	363,000	370,600	399,400	424,300	485,500	578,000	
83	345,700	363,500	371,000	399,800	424,700	485,900	578,700	
84	346,300	364,000	371,500	400,200	425,100	486,300	579,400	
85	347,100	364,500	372,000	400,700	425,600	486,800	580,200	
86	347,900	365,000	372,400	401,100	426,000	487,200	580,900	
87	348,600	365,400	372,800	401,500	426,400	487,600	581,600	
88	349,100	365,800	373,200	401,900	426,800	488,000	582,300	
89	349,800	366,300	373,800	402,400	427,300	488,500	583,000	
90	350,500	366,800	374,300	402,800	427,700	489,000	583,700	
91	351,100	367,300	374,700	403,200	428,100	489,400	584,400	
92	351,600	367,800	375,100	403,700	428,500	489,800	585,100	
93	352,300	368,200	375,700	404,200	428,900	490,300	585,800	
94	352,900	368,700	376,200	404,600	429,300	490,700	586,500	
95	353,500	369,200	376,600	405,000	429,700	491,100	587,200	
96	354,100	369,700	377,000	405,400	430,100	491,500	587,800	
97	354,800	370,200	377,500	405,800	430,500	492,000	588,500	
98	355,300	370,700	378,000	406,200	430,900	492,400	589,200	
99	355,800	371,200	378,400	406,600	431,300	492,800	589,900	
100	356,300	371,600	378,800	407,000	431,700	493,200	590,600	
101	356,800	372,000	379,400	407,500	432,200	493,700	591,300	
102	357,300	372,400	379,900	407,900	432,600	494,200	592,000	
103	357,800	372,800	380,300	408,300	433,000	494,600	592,700	
104	358,200	373,200	380,700	408,700	433,400	495,000	593,400	
105	358,700	373,600	381,300	409,200	433,900	495,400	594,100	
106	359,200	374,100	381,800	409,700	434,300	495,800	594,800	
107	359,600	374,600	382,300	410,100	434,700	496,200	595,500	
108	360,000	375,100	382,700	410,500	435,100	496,600	596,200	
109	360,600	375,600	383,200	410,900	435,600	497,100	596,900	
110	361,200	376,100	383,700	411,300	436,000	497,600	597,600	
111	361,600	376,600	384,100	411,700	436,400	498,000	598,300	
112	362,000	377,000	384,400	412,100	436,800	498,400	599,000	
113	362,600	377,400	384,900	412,600	437,200	498,900	599,700	
114	363,200	377,800	385,300	413,000	437,600	499,300	600,400	
115	363,600	378,200	385,700	413,400	438,000	499,700	601,100	
116	364,000	378,600	386,100	413,800	438,400	500,100	601,800	
117	364,600	379,100	386,700	414,300	439,000	500,600	602,500	
再任用職員		206,800	240,800	257,200	279,700	323,600	397,100	460,300

別表第2（第16条関係）（リ）

職名	支給額
部長	102,000
企画審議役	102,000
課長	81,000
調査役	81,000
道路監理役	62,000

別表第3（第16条関係）（リ）

職名	支給額
課長代理	29,000